

総務省組織令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 ○総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）

改正案	現行
<p>（情報流通行政局に置く課）</p> <p>第七十六条 情報流通行政局に、郵政行政部に置くもののほか、次の九課</p> <p>総務課 情報通信政策課 情報流通振興課 情報通信作品振興課 地域通信振興課 放送政策課 放送技術課 放送業務課 放送施設整備促進課</p> <p>2 郵政行政部に、次の三課を置く。</p> <p>企画課 郵便課 郵便局活用課</p> <p>（情報通信政策課の所掌事務）</p> <p>第七十八条 情報通信政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策（技術に関するものを除く。）の企画及び立案並びに推進に關すること</p>	<p>（情報流通行政局に置く課等）</p> <p>第七十六条 情報流通行政局に、郵政行政部に置くもののほか、次の九課及び参事官一人を置く。</p> <p>総務課 情報通信政策課 情報流通振興課 情報通信作品振興課 地域通信振興課 放送政策課 放送技術課 放送業務課 放送施設整備促進課</p> <p>2 郵政行政部に、次の三課を置く。</p> <p>企画課 郵便課 郵便局活用課</p> <p>（情報通信政策課の所掌事務）</p> <p>第七十八条 （同上）</p> <p>一 情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策（技術に關するものを除く。）の企画及び立案並びに推進に關すること（参事官の所掌に属するものを除く。）。</p>

（傍線部分は改正部分）

- 二 情報の電磁的流通の円滑化のための制度の整備その他の環境の整備に関すること（情報通信作品振興課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 情報通信の高度化に関する事務のうち情報の電磁的流通に係るものに関すること。

四 国際戦略局等の所掌事務に係る事業に必要な資金の融通に関する事務の総括に関すること。

五 国際戦略局等の所掌事務に関する財政投融资計画に関する事務の総括に関すること。

六 国際戦略局等の所掌事務に関する統計に関すること。

七 情報通信審議会の庶務に関すること。

八 情報通信政策研究所の組織及び運営一般に関すること。

九 総合通信局及び沖縄総合通信事務所の組織及び運営一般に関すること。

（情報流通振興課の所掌事務）

第七十九条 情報流通振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 情報の電磁的流通のための有線又は無線の施設の整備の促進に関すること（地域通信振興課の所掌に属するものを除く。）。

二 国際放送その他の本邦と外国との間の情報の電磁的流通の促進に関すること（電気通信事業者に係るものに限る。）。

三 情報の電磁的流通の公平な利用の機会の確保及び利用の促進に関すること

四 情報の電磁的流通に係る業務に携わる者の専門的又は技術的な知識及び技術の向上に関すること。

五 電気通信システム（電気通信設備の集合体であつて情報の電磁的流通の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。）及びこれに係

二 (同上)

三 (同上)

四 (同上)

五 (同上)

六 (同上)

七 (同上)

八 (同上)

九 (同上)

（情報流通振興課の所掌事務）

第七十九条 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

三 情報の電磁的流通の公平な利用の機会の確保及び利用の促進に関すること（参事官の所掌に属するものを除く。）。

四 (同上)

五 (同上)

るプログラム（電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ること
ができるように組み合わされたものをいう。）の開発及び普及による
情報の電磁的流通の高度化に関すること。

六 特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に
関する法律（平成十年法律第五十三号）の施行に関すること。

七 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の施行に関する
こと。

八 前各号に掲げるもののほか、情報の電磁的流通の規律及び振興に関
すること（国際戦略局及び総合通信基盤局並びにサイバーセキュリテ
ィ統括官並びに他課の所掌に属するものを除く。）。

第八十六条 削除

附則

（削る）

六（同上）

七（同上）

八 前各号に掲げるもののほか、情報の電磁的流通の規律及び振興に関
すること（国際戦略局及び総合通信基盤局並びにサイバーセキュリテ
ィ統括官並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

（参事官の職務）

第八十六条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどり、又は
情報流通行政局の所掌事務に関する重要事項の審議に参画する。

一 情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策（技術に関
するものを除く。）の企画及び立案並びに推進に関する事務のうち重
要事項に係るものに関すること。

二 情報の電磁的流通の公平な利用の機会の確保及び利用の促進に関す
る事務のうち重要事項に係るものに関すること。

附則

（情報流通行政局参事官の設置期間の特例）

第十七条 第七十六条第一項の参事官は、令和八年三月三十一日まで置か
れるものとする。

<p>（情報流通行政局郵政行政部企画課の所掌事務の特例）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>（情報流通行政局郵政行政部郵便局活用課の所掌事務の特例）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>（恩給管理官の職務の特例）</p> <p>第十九条（略）</p> <p>（参事官の設置期間の特例）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>（情報通信行政・郵政行政審議会の所掌事務の特例）</p> <p>第二十一条（略）</p>	<p>（情報流通行政局郵政行政部企画課の所掌事務の特例）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>（情報流通行政局郵政行政部郵便局活用課の所掌事務の特例）</p> <p>第十九条（略）</p> <p>（恩給管理官の職務の特例）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>（参事官の設置期間の特例）</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>（情報通信行政・郵政行政審議会の所掌事務の特例）</p> <p>第二十二条（略）</p>
--	---